

プラント状況確認結果(令和2年12月2日～令和2年12月8日)

令和2年12月9日
福島県原子力安全対策課

令和2年12月2日～令和2年12月8日までの期間に、東京電力から福島第一原子力発電所のプラント状況に関する報告内容について、県が確認した結果は次のとおりであり、前回の報告から大きな変動はありません。

プラント状況(12月8日午前11時)

以下の項目について、実施計画*に定める制限を超える測定値はありません。

また、県の檜葉町駐在職員が福島第一原子力発電所中央操作室にてプラント状況を確認しています。確認結果はこちら([県HP](#))を御覧ください。

場所	目的	監視項目*	1号機	2号機	3号機	4号機 ^{※2}
原子炉 ^{※1} (核燃料)	冷却	注水量(m ³ /h)	3.1	2.9	2.9	—
		压力容器 底部温度(°C)	20.8	24.6	24.9	—
	未臨界確認	キセノン135濃度 (Bq/cm ³)	1.02×10 ⁻³	検出限界値 未満	検出限界値 未満	—
压力容器	水素爆発防止	窒素充填	充填中	充填中	充填中	—
格納容器		水素濃度 (体積%)	0.00	0.04	0.14	—
使用済燃料 プール	冷却	水温(°C)	24.3	23.3	19.9	—

※1 直近データのみ記載。詳細は[東京電力のページ](#)を御覧ください。

※2 4号機は原子炉及び使用済燃料プールに核燃料が入っていないため冷却等は必要ありません。

(1) 発電所敷地境界におけるモニタリングポストの測定結果(12月8日午前10時)

最小 0.382 (MP-6) ~ 最大 1.204 (MP-4) µSv/h ⇒ [計測地点の地図](#)

(2) 発電所専用港内の海水中セシウム137濃度の測定結果(12月7日採取分)

最小 検出限界値未満 ※検出限界値は約0.32(港湾内南側)~約0.60(物揚場前) Bq/L
~ 最大 2.3(1~4号機取水口内南側) Bq/L

⇒ [計測地点の地図](#)

(3) 発電所専用港外(沿岸)の海水中セシウム137濃度の測定結果(12月7日採取分)

5、6号機放水口北側: 検出限界値未満 ※検出限界値は約0.65 Bq/L

南放水口付近: 検出限界値未満 ※検出限界値は約0.76 Bq/L

⇒ [計測地点の地図](#)

(4) 発電所敷地内の大気中セシウム137濃度の測定結果

敷地境界に設置されている連続ダストモニタにより24時間連続で監視しております。測定結果はリアルタイムで公開されていますので、こちら([東京電力HP](#))を御覧ください。

(5) 1～6号機タービン建屋付近のサブドレン水中セシウム137濃度の測定結果(12月4日採取分)

最小 検出限界値未満 ※検出限界値は約3.4(6号機)～約5.2(3,4号機) Bq/L
～ 最大 1200(2号機) Bq/L

トラブルの概要(令和2年12月2日～令和2年12月8日)

この一週間におけるトラブルについて、東京電力から以下のとおり報告を受けました。

- 6号機廃棄物処理建屋大物搬入口前における水の漏えいについて(12月4日発生)
午前11時05分頃、6号機廃棄物処理建屋大物搬入口前において、水が漏えいしていることを協力企業作業員が発見しました。

漏えいした水の放射能分析結果は以下のとおりです。

- ・漏えい範囲：約20～40リットル
- ・セシウム134：検出限界値未満(検出限界値： 7.6×10^{-1} Bq/L)
- ・セシウム137：4.1 Bq/L

漏えいした水は付近の排水溝に流れ込んでいますが、土嚢を設置し排水溝内で留まっていることから、外部への影響はありません。今後準備が整い次第、回収する予定です。

詳しくはこちら [\(1\)](#) [\(2\)](#) をご覧ください。

- サブドレン No.4 中継タンクにおける油分の確認について(12月8日発生)

3号機および4号機原子炉建屋西側のサブドレンピットから汲み上げた水を収集しているNo.4中継タンクの表層部浮遊物を昨日(12月7日)回収した際、油の異臭がするとともに水面上に粘性の高い濁った水があることを確認したため、本日(12月8日)、分析を行ったところ、油分が検出されました。

当該サブドレンピット周辺の土壤に油が存在し、地下水に混入した可能性があるため、油が地下に浸透した場合に該当すると午後4時56分に判断しました。

現在、サブドレン No.4 中継タンクに接続している上流側のサブドレンの汲み上げを停止しております。なお、下流側のサブドレン一時貯水タンク(E)の分析結果に油分は確認されておられません。

詳しくはこちら [\(1\)](#) をご覧ください。

* 実施計画及び監視項目に関する解説

○実施計画

正式名称は「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」。東京電力の廃炉の取組（設備設置含む）について、原子力規制庁が安全性の審査を行い認可したもので、事業者の安全上守るべき基準値等が示されています。

○注水量及び圧力容器底部温度

1～3号機の原子炉格納容器内に存在する溶け落ちた燃料（燃料デブリ）を冷却するため、継続的な注水を行っています。実施計画では原子炉圧力容器の底部温度を80℃以下で管理することを定めています。

○キセノン 135 濃度

キセノン 135 はウランが核分裂する過程で生じる放射性物質であり、量によってどの程度核分裂が起きているか推定することができます。実施計画では1 Bq/cm³以下であることが定められています。

○窒素充填及び水素濃度

水素爆発防止を目的に、原子炉内の水素濃度を測定し、実施計画に定める制限値（2.5%）よりも低いことを確認しています。1～3号機では、原子炉格納容器に窒素を注入することにより水素や酸素の濃度を下げています。

○水温

使用済燃料プールの水を循環冷却することにより、プール水温を管理しています。なお、実施計画では60℃（1号機）または65℃（2、3号機）以下で管理することが定められています。

（お問い合わせ 024-521-7255）